

## 新型コロナウイルス感染対策としての面会中止のお願い

5A (NICU) 病棟・5B (GCU) 病棟  
入院中患児のご家族へ

埼玉県立小児医療センター  
総合周産期母子医療センター  
センター長 清水正樹  
(新生児科部長)

お子さまが当周産期センターに入院中のご家族の方々には多大なご心労とご迷惑をおかけいたしますが、センター内での患児およびスタッフ感染予防強化のため、当面の間、原則面会を中止させていただきます。

- 期間：2021年1月8日(金)午前0時から当面の間
- 5A (NICU) 病棟、5B (GCU) 病棟全ての入院患児のご家族が対象です。  
(医療的指導等のために新生児科スタッフより来棟の指示があった場合は除く)
- その他詳細は別紙をご覧ください。

拝啓

2021年1月7日、政府より1都3県(埼玉、神奈川、千葉)に**新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言**が発令されました。

当新生児病棟スタッフは日ごろから大切なお子さまたちに対する感染予防策を厳重に行っていることは皆様もご周知のことと存じます。しかし、新型コロナウイルスは非常に感染力が高く、メディア報道情報にもある通り全国の病院でも**面会されたご家族やスタッフ**が罹患し医療の継続が危ぶまれている事態に陥っております。当新生児病棟では新型コロナウイルス感染対策として医療体制を改変し新生児科医、看護師を含む全てのスタッフをチーム制にして医療の継続ができるように対応しているところです。

また、日頃当周産期センターでは県内他の周産期センターで対応の難しい重症ハイリスク新生児を担当させていただいておりますが、当周産期センターがスタッフの新型コロナウイルス感染症で機能低下を余儀なくされた場合、埼玉県全体の周産期新生児医療体制に影響が出ることは必至です。

本来であれば毎日でもお子さまのそばにいて頂き、お子さまの成長の様子をご覧になりたいご家族の心中は十分に理解しておりますが、上記理由により緊急事態宣言が終結し埼玉県内の新型コロナウイルス感染症が落ち着くまでの間、当面新生児病棟への面会入室を中止(制限)させていただきます。

お子さまを守るために是非ともご理解とご協力をお願いいたします。

敬具

2021年1月8日

## 5 A (NICU) 病棟、5 B (GCU) 病棟 面会中止に関する連絡事項

### 1. 期間：2021年1月8日(金)午前0時から当面の間

現在のところ政府による緊急事態宣言は 2021年2月7日までとされていますが、埼玉県内のコロナウイルス感染症陽性者数の推移と政府による緊急事態宣言発令状況により期間を決定します。随時、埼玉県立小児医療センターホームページ上に情報を掲載します。また、終結時期が決まり次第再度ご案内をいたします。

### 2. 5 A (NICU) 病棟、5 B (GCU) 病棟全ての入院患児の全てのご家族が対象です。

(ただし、医療的指導等のために新生児科スタッフより来棟の指示があった場合は除きます)  
母乳栄養中の患児のお母様には別途看護スタッフより母乳運搬方法について案内をさせていただきます。

### 3. 入院時説明・病状説明は一部電話機能等を使用して行います。

新型コロナウイルスへの感染防止対策の一環として入院時説明・病状説明は一部電話機能等を使用して行います。重要な説明に関しても医師、看護師同席の元でスピーカーフォンを利用しご家族に説明し、口頭での同意をいただき診療を行います。

ご家族からの電話による病状に関する問い合わせには対応できませんが、下記の通り定期的な報告はいたします。

### 4. 短時間のお子さまとの面会時間を設けます。

今回の「面会中止」に伴いご家族の皆様の心理的負担はいかばかりかとお察し申し上げます。そこでお子さまと短時間ではありますが面会していただき、お子様の様子を知っていただけるように配慮いたします。具体的な方法は別紙の通りといたします。スタッフ一同、ご両親のお気持ちを尊重しながら、一方でお子さまに対する感染防止対策を第一に考えながら少しでもご家族の御心配ご負担が減るように今後もいろいろと検討して参ります。

- 医師あるいは看護師からお子さまの様子を週1回電話あるいは短時間面会時にお伝えします。
- ご希望されるご家族には、手紙と写真で交換日記を作成します。

今回の「面会中止」に対してご家族にはご不満、ご心配があることは重々に承知しておりますが、表紙の文章の通り現在の医療状況をご理解いただきご家族のご理解とご協力をお願いする次第であります。

ご不明な点がございましたら、遠慮することなく病棟スタッフにお問合せください。

文責：新生児科部長 清水正樹

# 5A (NICU) /5B (GCU) での面会について

1/7 の緊急事態宣言発令に併せて、面会は **1月8日(金)** より原則中止となります。

面会中止後の例外的な面会について

① 来棟時の短時間面会（母乳を運搬して頂いたときなど）

- ・面会時間：1回10分以内
- ・面会頻度：週に1回、予約制
- ・面会者：両親のうち1名（同日に両親が交代で面会することは不可）
- ・面会内容：面会時にスタッフから説明させていただきます

② 育児指導のため医療スタッフが必要と判断した場合

- ・目的：医療ケアの習得や、哺乳（1回での指導は直接授乳またはびん哺乳）の指導など
- ・対象者：対象となる方は医療スタッフから要請します
- ・面会時間：1回30分以内
- ・面会頻度：同一日内では1回のみ（日数自体の制限はありません）
- ・保護者：両親のうち1名（同日に両親が交代で面会することは不可）

※多胎（双子、三つ子）の方は時間等の内容が変更となる場合がありますので、スタッフへお尋ねください

文責：新生児科部長 清水正樹